# <対策のポイント>

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、**農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援**を実施します。

# <政策目標>

○6次産業化の市場規模の拡大(6.3兆円[平成28年度]→10兆円[平成32年度まで])

# く事業の内容>

(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援 (販路開拓支援、品質管理指導等)を一体的に実施します。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資など、**A-FIVEの直接出資も積極的に活用**し、農林漁業者による6次産業化の取組を支援します。

#### 1.支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

- ①6次産業化事業体
- ②農林漁業を行う法人(農業法人等)
- ※ 6 次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きいことが条件。

## 2.支援条件

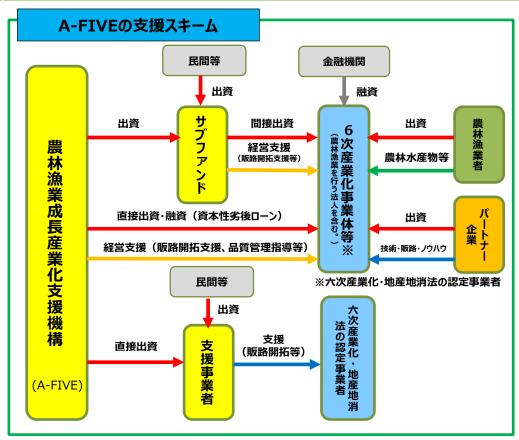
出資比率:議決権ベースで原則50%以下

投資期間:最大15年

## 3.手続

- ① 六次産業化・地産地消法の認定を受けること
- ②A-FIVE等の審査をクリアすること
- ※上記のほか、六次産業化・地産地消法の認定事業者が行う6次産業化事業に係る支援(販路支援等)を行う事業者(支援事業者)に対する支援(出資)を 実施。

# く事業イメージ>



[お問い合わせ先] 食料産業局産業連携課(03-6744-2076)